東根市週休２日確保工事（建設工事）実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は、建設業における働き方改革に資する取組として、東根市（以下「発注者」という。）が発注する建設工事（営繕工事を除く。以下「工事」という。）の工事現場において、週休２日確保工事を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　週休２日確保工事　本要領に基づき週休２日の確保に取り組む工事をいい、通期の４週８休以上を必須とする。

（２）　週休２日

ア　完全週休２日（土日）とは、対象期間の全ての週において、工事の対象期間中、月曜日から日曜日までを基本とする１週間に土曜日と日曜日を現場閉所したと認められる状態をいう。

ただし、悪天候等、受注者の責によらず、やむを得ず土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前協議を原則とした上で、現場閉所日を同一の週に振替るものとする。

また、夜間工事の場合は、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所を行っていれば、完全週休２日（土日）を達成しているとみなす。

なお、土日に加えて、受注者自らが土日以外にも現場閉所することは可能とする。

イ　完全週休２日（交替制）とは、交替制において、工事の対象期間中、技術者及び技能労働者が交替しながら、毎週２日間以上の休日を確保したと認められる状態をいう。

夜間工事の場合は、週２回の夜間で休みを取得していれば、完全週休２日を達成しているとみなす。

ウ　月単位の週休２日とは、対象期間において、全ての月で４週８休以上の現場閉所又は交替制を行ったと認められる状態をいう。

エ　通期の週休２日とは、対象期間において、４週８休以上の現場閉所又は交替制を行ったと認められる状態をいう。

（３）　対象期間　工事の準備期間及び後片付け期間を除く施工開始日から施工終了日までの期間をいう。ただし、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責めによらず現場作業を余儀なくされる期間等を含まない。

（４）　４週８休以上

ア　月単位の４週８休以上とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所率又は休日率の割合が、28.5%（８日／28 日）以上の状態をいう。

ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、４週８休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

また、施工開始日や施工終了日が月の途中となる場合は、その月の対象期間中の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、４週８休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

イ　通期の４週８休以上とは、対象期間内の現場閉所率または休日率が、28.5%（８日／28 日）以上の状態をいう。

（５）　現場閉所　巡回パトロール、保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて１日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。

（６）　現場閉所率　対象期間内の現場閉所日数の割合をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所に含めるものとする。

（７）　交替制　現場に従事する技術者及び技能労働者が交替で休日を確保することをいう。

（８）　休日率　対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合をいう。

（対象工事及び発注方式）

第３条　この要領において週休２日確保工事の対象となるものは、東根市が発注する全ての工事とする。ただし、次に掲げる工事は、対象としない。

（１）　緊急を要する工事（災害復旧工事は含まない）

（２）　対象期間が30日未満の工事

２　連続施工せざるを得ない工事は交替制で発注するものとする。

（現場閉所による週休２日確保工事の取扱い等）

第４条　発注者は、特記仕様書に当該工事が週休２日確保工事である旨を記載するものとする。

２　受注者は、工事打合簿において施工開始日を発注者に報告するものとする。また、工程表等現場閉所予定を確認できる資料を作成し、発注者と協議するものとする。なお、完全週休２日（土日）において、あらかじめやむを得ないと認められる場合は、土曜日、日曜日以外の日を現場閉所日に設定できるものとする。

３　受注者は、工事名標示板に週休２日確保工事に取り組んでいる旨を明示することとする。

４　受注者は、週休２日の達成を理由に工期の延長変更を請求することができない。ただし、工期の延長変更の理由が受注者の責めによらない場合は、東根市建設工事請負契約約款（平成24年告示第21号の３）第22条の規定により、工期の延長変更を請求することができるものとする。

５　受注者は、やむを得ない理由で当初予定していた現場閉所日に作業を行う場合は、振替現場閉所日を設定するものとする。なお、完全週休２日（土日）においては土曜日、日曜日以外の日を振替現場閉所日に設定できるものとする。

６　受注者は、やむを得ない理由で当初予定していた作業日を現場閉所とした場合は、当該作業予定日を現場閉所日に振り替えることができるものとする。なお、完全週休２日（土日）においても当該作業予定日を現場閉所日に振り替えることができるものとする。

７　完全週休２日（土日）の取り組みにあたっては、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を指定するものとしている。

ただし、災害対応等で土日に代わる代替日の設定が困難であり、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休２日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書

に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、現場閉所による週休２日の対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定する。

８　災害対応等でやむを得ず現場閉所による週休２日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とするものとする。また、現場閉所による週休２日対象外期間においては、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休２日に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。

９　受注者は、当初予定していた現場閉所日に発注者が緊急の作業を要請した場合や現場見学会等の対応を行った場合は、現場閉所日として取り扱うことができる。

10　受注者は、週休２日確保工事が完成したときは、施工開始日、施工終了日、対象期間、現場閉所日及び現場閉所率を記載した工事打合簿により実施状況を協議するものとする。この場合の協議に当たっては、次に掲げる書類を提出しなければならない。

（１）　振替休日が反映された工程表等現場閉所状況を確認できる資料

（２）　現場に従事した技術者及び技能労働者の勤務の状況がわかる出勤簿等（休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料などを含む。）の書類

11　発注者は、現場閉所状況に応じて、工事成績評定において評価するものとする。

（交替制による週休２日確保工事の取扱い等）

第４条の２　発注者は、特記仕様書に当該工事が交替制による週休２日確保工事である旨を記載するものとする。

２　施工体制台帳に記載されている元請及び下請の技術者及び技能労働者を交替制の対象者とする。ただし、次の各号に該当する者は除くものとする。

（１）　非常勤の者（臨時で従事する者）

（２）　現場作業日数が５日未満の者

３　受注者は、工事打合簿において施工開始日を発注者に報告するものとする。また、対象者の氏名、対象期間の日数及び確保する休日（予定）を確認できる資料を作成し、発注者と協議するものとする。

４　受注者は、工事名標示板に週休２日確保工事に取り組んでいる旨を明示することとする。

５　受注者は、週休２日の達成を理由に工期の延長変更を請求することができない。ただし、工期の延長変更の理由が受注者の責めによらない場合は、東根市建設工事請負契

約約款（平成24年告示第21号の３）第22条の規定により、工期の延長変更を請求することができるものとする。

６　受注者は、やむを得ない理由で当初予定していた休日に作業を行う場合は、振替休日を設定するものとする。

７　受注者は、やむを得ない理由で当初予定していた作業日を休日とした場合は、当該作業予定日を休日に振り替えることができるものとする。

８　受注者の責によらず交替制による週休２日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して交替制による週休２日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、交替制による週休２日の対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定し、必要最小限の期間とする。

９　受注者は、当初予定していた休日に発注者が緊急の作業を要請した場合や現場見学会等の対応を行った場合は、休日として取り扱うことができる。

10　受注者は、工事が完成したときは、施工開始日、施工終了日、対象期間、休日率を記載した工事打合簿により実施状況を協議するものとする。この場合の協議に当たっては、現場に従事した技術者及び技能労働者の勤務の休日状況がわかる出勤簿等（休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料などを含む。）の書類を提出しなければならない。

11　発注者は、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日確保状況に応じて、工事成績評定において評価するものとする。

（週休２日確保工事における取扱い）

第５条　週休２日確保工事における工事成績評定は、別紙１に基づくものとする。

２　週休２日確保工事における工期の考え方は、別紙２に基づくものとする。

（アンケートの実施）

第６条　週休２日確保工事の実施の有無にかかわらず、受注者は、発注者がアンケートを行う場合には協力するものとする。

附　則

１　この告示は、令和６年７月１日から施行する

２　この告示において準用する山形県県土整備部週休２日確保工事実施要領及び山形県

農林水産部週休２日確保工事実施要領（以下これらを「県実施要領」という。）に定める補正方法の改正が行われた場合の補正方法の適用については、当該改正があった県実施要領の施行の日以後に発注手続を行う工事から適用する。

附　則（令和６年11月１日告示第112号）

この告示は、公示の日から施行し、この告示による改正後の東根市週休２日確保工事実施要領の規定は、同日以後に発注手続を行う工事から適用する。

附　則（令和８年１月１日告示第140号）

この告示は、公示の日から施行し、この告示による改正後の東根市週休２日確保工事実施要領の規定は、同日以後に発注手続を行う工事から適用する。

附　則（令和８年11月２日告示第150号）

この告示は、公示の日から施行し、この告示による改正後の東根市週休２日確保工事実施要領の規定は、同日以後に発注手続を行う工事から適用する。

別紙１

週休２日確保工事における工事成績評定の取扱いについて

１　方針

週休２日確保工事を実施した工事について、現場の閉所状況及び現場に従事する技術者及び技能労働者の休日の確保状況に応じて工事成績評定における評価を行う。

４週８休以上の現場閉所が確保されなかった場合であっても工事成績評定の減点は行わない。

２　評価方法

（１）　監督員の２.施工状況「Ⅱ.工程管理」において、次のとおり評価を行う。

ア　現場の閉所状況及び現場に従事する技術者及び技能労働者の休日の確保状況が月単位の４週８休以上、又は完全週休２日（土日又は交替制）の場合(次の２項目を評価)

・「適切な休日の確保を行っている。」

・「その他(月単位の４週８休以上を実施している。)」

イ　現場の閉所状況及び現場に従事する技術者及び技能労働者の休日の確保状況が通期の４週８休以上の場合(次の１項目を評価)

・「適切な休日の確保を行っている。」

（２）　監督員の５.創意工夫において、次のとおり評価を行う。

現場の閉所状況及び現場に従事する技術者及び技能労働者の休日の確保状況が通期の４週８休以上の場合

・「その他（週休２日（４週８休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。）」

※　週休２日の確保自体を評価するのではなく、他の模範となるような、週休２日確保に向けた受注企業の取組(社員教育や情報共有方法等)を当該工事で実施した場合に評価する。

（３）　総括監督員の２.施工状況「Ⅱ.工程管理」において、次のとおり評価を行う。

現場の閉所状況及び現場に従事する技術者及び技能労働者の休日の確保状況が通期の４週８休以上の場合

・「配置技術者（現場代理人等）の積極的な工程管理の姿勢が見られた。」

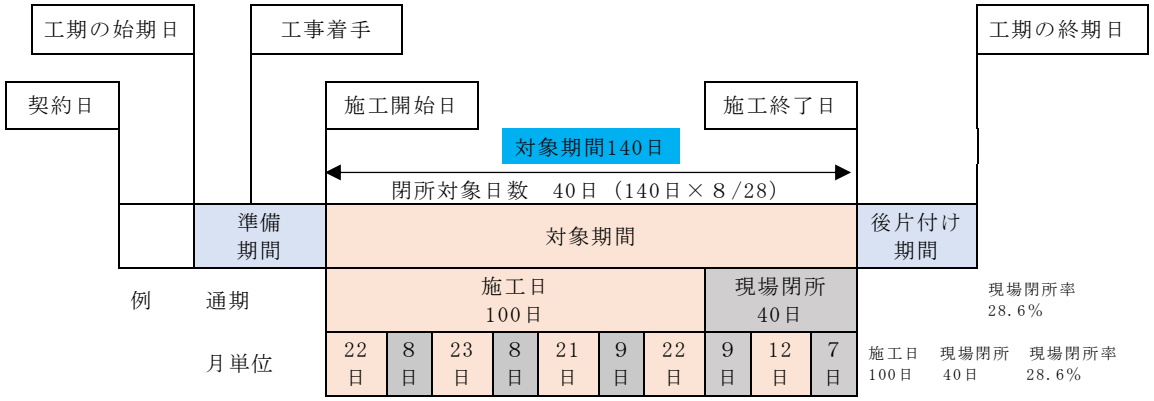
・「その他（現場閉所（交替制）による週休２日（４週８休以上）を行った。）」

※　週休２日の確保を行った場合は、２項目両方を評価することとする。

別紙２

週休２日確保工事における工期の考え方について

週休２日を確保するイメージ



※上図では対象期間内の現場閉所日数が40日以上となれば「通期」の４週８休以上。
かつ、月ごとに現場閉所率が８/28＝28.5%以上であれば、「月単位」の４週８休以上。

（１）　発注者が設定する「準備期間」と「後片付け期間」の日数を特記仕様書に記載する。

（２）　「準備期間」とは、施工に先立って行う、労務、資機材の調達、調査、測量、設計照査、現場事務所の設置等の期間をいい、「工期の始期日」から「施工開始日」までの期間をいう。

（３）　「施工開始日」とは、本体工事(工事目的物を施工するための工事)や仮設工事(工事の施工及び完成に必要とされる各種の仮工事)を着手する日をいう。

（４）　「対象期間」とは、「準備期間」及び「後片付け期間」を除く「施工開始日」から「施工終了日」までの期間をいう。なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責めによらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

（５）　「施工終了日」とは、現場での施工が終了した日をいう。ただし、「施工終了日」から「工期の終期日」までの日数が、特記仕様書に記載している「後片付け期間」の日数を下回った場合は、特記仕様書の日数から設定される「施工終了日」を優先するものとする。

（６）　後片付け期間とは、工事の完成に際して、受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事にかかる部分の清掃等に要する期間をいう。